

< 質問回答書 >

【警察本部別館庁舎（仮称）建設工事に伴う基本設計及び実施設計委託の公募型建築プロポーザル】

質問事項について、次のとおり回答します。

番号	質疑日	分類		質問事項	回答	回答日
		対象資料	対象部分			
1	R6.6.17		参加表明書	複合用途かつそれぞれ同種（官公庁施設）に該当する用途であり、延べ面積が合計で11,000㎡以上の設計業務は同種業務に該当すると考えてよろしいでしょうか。	別紙2「1次審査の評価基準」における「提出者の技術力」の「①設計対象床面積 11,000 ㎡以上」に該当します。	R6.6.20
2	R6.6.17		参加表明書	提出者（会社）の実績要件は公告に「基本設計業務と実施設計業務を共に行ったものをいう。」と記載されておりますが、技術者の実績については説明書に「平成26年4月1日から公示日の前日までに引渡している設計業務の実績を1件記載すること」と記載されております。技術者実績は実施設計のみの案件でも問題ないという解釈でよろしいでしょうか。	貴見の通りです。	R6.6.20
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						